

## 市貝町景観条例（案）に対するパブリック・コメントの結果について

### 1 パブリック・コメントの実施状況

(1) ご意見の募集期間

令和5年7月21日（金）から令和5年8月21日（月）

(2) ご意見の応募者数及び件数

1名、14件

(3) 受理状況の内訳

郵送	直接持参	ファクシミリ	電子メール	ホームページ	計
1					1

## 2 パブリック・コメントに対するご意見の概要と町の考え方

No.	項目・ページ・当該箇所	ご意見等	ご意見等に対する考え方
1	P1 (定義)	基本的な語句の定義は記載した方が良い。例えば「景観」は単に風景ではないが、法にも定義はされていない。計画推進において「景観」の意味の確認は必要と思う。	本条例の目的を、「景観法の規定に基づき、本町の景観形成に関する基本的な事項を定めることにより、町の良好な景観を守り育むとともに、町民が愛着と誇りを感じ、来訪者の心に残る景観を保全、創出すること」と位置づけていることから、条例に使用する用語の定義についても、景観法において使用する用語の例に倣うものと位置づけています。
2	P2 (景観形成重点区域の指定) 7条	1項(3)と(4)の内容は明確な違いがあるのでしょうか。計画の15Pを見ても非常に似ておりどちらかに統一した方が良い。	当該箇所の「(3) 地域住民の発意により、継続的な景観づくりを行う地域」については、住民主体の活動が行われるエリアを想定したものであり、「(4) 魅力ある景観の創出を目指す地域」については、現に行われている景観まちづくりを行政指導により更に深化・発展させていくエリアを想定したものです。
3	P2 (景観形成重点区域の指定) 7条	(3)において「地域住民」とあるが「等」をつけて(3)と(4)を統一した方が良い。計画において、(3)には「地域住民」とあり(4)の説明には「地域住民等」とあるので大変分かりにくい。ちなみに自治基本条例に住民と町民の定義があり、住民は「住んでいる人」であるが、「等」をつければ町民に近い解釈が可能で、例えば町外の人でも当町の景観づくりを主導できる可能性を広げることになる。	ご意見を踏まえ、当該箇所の「(3) 地域住民の発意により、…」を「(3) 地域住民等の発意により、…」に表現を修正いたします。景観計画の当該箇所についても同様の対応いたします。
4	P2 (景観形成重点区域の指定) 7条	3項の「地域の住民」について、「地域住民」との違いは何か。また、ここは「等」をつけておいた方が良いと思いますが、地域という捉え方はどちらかという「地元」という狭いエリアが考えられるが、眺望観が議論されたときは、広いエリアの人たちに意見を求めることも出てくる可能性がある。等をつけることで解釈が広がる。	ご意見にある第7条第3項については、重点区域に指定しようとする区域内での意向把握の対象となる方達を示しており、今後の区域内での景観形成を進めていく上で直接的な利害関係を有することとなる、地域の住民及び事業者を位置づけているものです。なお、広いエリアの人達に意見を求める場合には、パブリックコメントの実施等による対応を検討してまいります。
5	P2 (景観形成重点区域の指定) 7条	3項の「事業者の意見」とあるが、指定云々の段階で事業者の意見とはどのような意味ですか。どの事業者が対象になるのですか。計画では「専門家等の意見」とありますが、どちらが正	ご意見にある第7条第3項の「事業者の意見」は、重点区域に指定しようとする区域内において商売等の事業を行っている者の意見を指しています。同時に、その指定に際しては、景観

		しいのですか。	審議会での審議が必要となるため、景観計画(案)においては、審議会への景観に係わる学識経験者などの参画を想定し「専門家等の意見」との表現を用いています。
6	P2 (景観形成重点区域の指定) 7条	3項について、条例案を見た後に計画の15Pの表をみると候補地の地域が具体的に記載されていますが、(計画への質問になってしまうが)条例がまだ決まっていないうちに候補地であれ具体的に示すのは、「大体決まっているような印象」を与えるのでまずいいのではないかと。	本町における景観づくりは、景観計画に示す方向性に基づき、住民の意向を踏まえながら、段階的な取組により進めていくこととなるため、景観形成重点区域の指定に際しても、必ずしも確定したものとしてではなく、今後の検討作業の端緒となり、効果的・効率的な取組を促していくための候補地として、現時点でふさわしいと考えられる具体的な地域等を明示したものです。
7	P4 届け出を要しないその他の行為 第14条	(2)別表第2の内容について記載がありますが、P8の表についてですが、表最下段の再生可能エネルギーの建造物について、太陽光施設の町の規則では規制の対象になる大きさKW(出力)で規制し、10KW以上を対象としている。ここでは景観についても規制している。そこで、 (1)景観を論じるのに、なぜ届け出対象の分け目を片や出力、片や区域面積(m <sup>2</sup> )としているのか、既に規則でKWで運営されているのでKWに統一すべき。	景観条例により太陽光発電施設の立地を制限することはできないため、太陽光発電設備の発電出力が10KW以上の事業用太陽光発電設備を設置する場合は、町長との事前協議や周辺住民に対する説明会の開催等を求める「市貝町サシバの里において太陽光発電事業により地球温暖化防止に取り組む場合に守るべき規則(令和4年2月)」に基づく抑制区域(災害防止及び景観との調和、生活環境及び自然環境の保全の観点から太陽光発電設備の設置を抑制すべき区域)の指定による対応が基本となります。なお、本条例(案)では、届出を要しないその他の行為を、太陽光発電施設の区域面積が500m <sup>2</sup> 以下のものと位置づけていますが、景観計画(案)の検討時に参照した「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針(令和4年5月最終改正)」において適用対象の範囲が「出力50KW以上の太陽光発電施設」と位置づけられ、同出力を有する施設の区域面積が概ね500~700m <sup>2</sup> となることが想定されること、また、他自治体の景観条例の事例においても、景観形成に大きく作用する構造物の高さ及び区域面積を考慮し、同規模の高さ・面積で要件を設定している点などを踏まえたものです。
8	P4 届け出を要しないその他の行為 第14条	(2)規則では10KWが届け出の分かれ目となっており、景観についても規制対象になっている。そこで、条例の別表2においては、高さ2mで500m <sup>2</sup> 以下のものとなっていますが、高さはいくらかでも調整可能ですが、区域面積500m <sup>2</sup> という面積はどこから出てきたのですか。区画面積500m <sup>2</sup> ですとパネル面積は380m <sup>2</sup> 程度か、この面積ですと、10~15m <sup>2</sup> /KWで計算すると25KW~38KWとなります。これらの数値はWEBよりとったものですが、パネルの性能は上昇中とのこと。計算は概略にしても景観条例ではだいぶ規制が緩くなっているように思いますが。やはり、現状規則の数値(KW)で統一するか、或いはなぜ500m <sup>2</sup> で分けているのか説明下さい。	
9	P4 第17条	「景観重要建造物」での「建造物」の定義ですがWEBでとっ	「景観重要建造物」の「建造物」には、建築物や工作物が対象

		た内容ですが【木石、土砂、金属などで造られた大きな構造のもの、遺跡や古墳も含まれる】で良いのですか。	となるほか、古墳や史跡なども含まれます。
10	P4 第17条	また、法にありますが、「これと一体になって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む」については、これでよろしいでしょうか。	「景観重要建造物」は、景観法第19条第1項の規定のとおり、「景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。)」を指定するものです。
11	P4 第17条	法19条3項の内容について、計画では「入野家住宅」が候補として載っているが、3項では「…適用しない」とあります。私の理解不足かもしれませんが、これはどうなのですか。	ご意見のとおり、景観法第19条第3項の規定により、国指定重要文化財に指定された建造物については景観重要建造物に指定することができないため、「景観重要建造物の指定候補例」に位置づけた入野家住宅の写真を差替え・修正いたします。
12	全体に対するの疑義	規則については、条例が議決された後で作成開始台となるのですか。或いは、規則案も完成しての議決ですか。	施行規則については、条例と同時期の制定を予定しております。
13	全体に対するの疑義	規則作成には、検討委員会は携わるのですか。検討委員会は計画だけですか。	「市貝町景観とみどりの基本計画検討委員会」の検討内容には景観条例(案)までが含まれ、施行規則(案)の作成には携わっておりません。
14	全体に対するの疑義	計画の質問にも書きましたが、太陽光設備は得てして同じような地区に集中しがちです。別々の事業者が届け出対象外の小さな設備を個別に設置して、景観的に見ればひとつの大きな面積の設備に見える場合が容易に考えられます。(1事業者がその面積を作ろうとすれば届け出が当然必要になりますが)、現在もそのような地域が存在しています。これでは、抜け道になり實際上景観対策になりませんが、これらについてはこの条例でどのように対処するのですか。	景観条例により太陽光発電施設の立地を制限することはできないため、太陽光発電設備の発電出力が10kW以上の事業用太陽光発電設備を設置する場合を対象に、町長との事前協議や周辺住民に対する説明会の開催等を求める「市貝町サシバの里において太陽光発電事業により地球温暖化防止に取り組む場合に守るべき規則(令和4年2月)」に基づく抑制区域(災害防止及び景観との調和、生活環境及び自然環境の保全の観点から太陽光発電設備の設置を抑制すべき区域)の指定による対応が基本となります。